

町田市立公園条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例等の一部を改正する条例

(町田市立公園条例の一部改正)

第 1 条 町田市立公園条例（昭和 4 5 年 1 2 月町田市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後						改正前					
別表第5（第8条、第8条の2、第21条関係）						別表第5（第8条、第8条の2、第21条関係）					
1・2 略						1・2 略					
3 運動施設						3 運動施設					
(1) 施設利用料金						(1) 施設利用料金					
ア 専用利用の場合の利用料金						ア 専用利用の場合の利用料金					
(ア) スポーツに利用する場合（鶴間公園を除く。）						(ア) スポーツに利用する場合（鶴間公園を除く。）					
有料公園 施設の名称等	利用 単位	入場料 の徴収 又はこ れに類 する取 扱いを しない 場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			有料公園 施設の名称等	利用 単位	入場料 の徴収 又はこ れに類 する取 扱いを しない 場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。				入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
町田市民 球場	2時 間	<u>4,710円</u>	<u>9,420円</u>	<u>14,130円</u>	<u>18,860円</u>	町田市民 球場	2時 間	<u>3,140円</u>	<u>6,280円</u>	<u>9,420円</u>	<u>12,570円</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
藤の台球 場	2時 間	<u>3,140円</u>	<u>6,280円</u>	<u>9,420円</u>	<u>12,570円</u>	藤の台球 場	2時 間	<u>2,090円</u>	<u>4,190円</u>	<u>6,280円</u>	<u>8,380円</u>

鶴川球場	2 時 間	<u>3, 1 4</u> <u>0 円</u>	<u>6, 2 8 0</u> <u>円</u>	<u>9, 4 2 0</u> <u>円</u>	<u>1 2, 5 7</u> <u>0 円</u>
野 津 田 球 場	2 時 間	<u>3, 1 4</u> <u>0 円</u>	<u>6, 2 8 0</u> <u>円</u>	<u>9, 4 2 0</u> <u>円</u>	<u>1 2, 5 7</u> <u>0 円</u>
略	略	略	略	略	略

(イ) その他の事業等に利用する場合（鶴間公園を除く。）

有 料 公 園 施 設 の 名 称等	利 用 単 位	入 場 料 の 徴 収 又 は こ れ に 類 す る 取 扱 い を し な い 場 合	入場料の徴収又はこれに類する取扱 いをする場合		
			入 場 料 が 1, 0 0 0 円 以 下 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 1, 0 0 0 円 を 超 え 3, 0 0 0 円 未 満 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 3, 0 0 0 円 以 上 の 金 額 の と き。
略	略	略	略	略	略
町 田 市 民 球 場	2 時 間	<u>9 4, 2</u> <u>8 0 円</u>	<u>1 1 7, 8</u> <u>6 0 円</u>	<u>1 4 1, 4</u> <u>2 0 円</u>	<u>1 6 5, 0</u> <u>0 0 円</u>
略	略	略	略	略	略
藤 の 台 球 場	2 時 間	<u>6 2, 8</u> <u>5 0 円</u>	<u>7 8, 5 7</u> <u>0 円</u>	<u>9 4, 2 8</u> <u>0 円</u>	<u>1 1 0, 0</u> <u>0 0 円</u>
鶴川球場	2 時 間	<u>6 2, 8</u> <u>5 0 円</u>	<u>7 8, 5 7</u> <u>0 円</u>	<u>9 4, 2 8</u> <u>0 円</u>	<u>1 1 0, 0</u> <u>0 0 円</u>

鶴川球場	2 時 間	<u>2, 0 9</u> <u>0 円</u>	<u>4, 1 9 0</u> <u>円</u>	<u>6, 2 8 0</u> <u>円</u>	<u>8, 3 8 0</u> <u>円</u>
野 津 田 球 場	2 時 間	<u>2, 0 9</u> <u>0 円</u>	<u>4, 1 9 0</u> <u>円</u>	<u>6, 2 8 0</u> <u>円</u>	<u>8, 3 8 0</u> <u>円</u>
略	略	略	略	略	略

(イ) その他の事業等に利用する場合（鶴間公園を除く。）

有 料 公 園 施 設 の 名 称等	利 用 単 位	入 場 料 の 徴 収 又 は こ れ に 類 す る 取 扱 い を し な い 場 合	入場料の徴収又はこれに類する取扱 いをする場合		
			入 場 料 が 1, 0 0 0 円 以 下 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 1, 0 0 0 円 を 超 え 3, 0 0 0 円 未 満 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 3, 0 0 0 円 以 上 の 金 額 の と き。
略	略	略	略	略	略
町 田 市 民 球 場	2 時 間	<u>6 2, 8</u> <u>5 0 円</u>	<u>7 8, 5 7</u> <u>0 円</u>	<u>9 4, 2 8</u> <u>0 円</u>	<u>1 1 0, 0</u> <u>0 0 円</u>
略	略	略	略	略	略
藤 の 台 球 場	2 時 間	<u>4 1, 9</u> <u>0 0 円</u>	<u>5 2, 3 8</u> <u>0 円</u>	<u>6 2, 8 5</u> <u>0 円</u>	<u>7 3, 3 3</u> <u>0 円</u>
鶴川球場	2 時 間	<u>4 1, 9</u> <u>0 0 円</u>	<u>5 2, 3 8</u> <u>0 円</u>	<u>6 2, 8 5</u> <u>0 円</u>	<u>7 3, 3 3</u> <u>0 円</u>

野津田球場	2時間	<u>62,850円</u>	<u>78,570円</u>	<u>94,280円</u>	<u>110,000円</u>
略	略	略	略	略	略

(ウ)・(エ) 略

備考 略

イ 個人利用の場合の利用料金

略

備考

1～3 略

4 「子ども」とは小学生及び中学生をいい、「高齢者」とは65歳以上の者をいい、「障がい者」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者をいい、「大人」とはそれら以外の者で就学前の者を除いたものをいう。

5 略

4・5 略

野津田球場	2時間	<u>41,900円</u>	<u>52,380円</u>	<u>62,850円</u>	<u>73,330円</u>
略	略	略	略	略	略

(ウ)・(エ) 略

備考 略

イ 個人利用の場合の利用料金

略

備考

1～3 略

4 「子ども」とは小学生及び中学生をいい、「高齢者」とは65歳以上の者をいい、「障がい者」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けている者をいう。「大人」とはそれら以外の者で就学前の者を除いたものをいう。

5 略

4・5 略

(町田市立公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 町田市立公園条例の一部を改正する条例(令和 6 年 3 月町田市条例第 1 9 号)

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の破線を付した部分について改正する。

改正後						改正前					
改正後			改正前			改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条の 2 関係）			別表第 1（第 2 条の 2 関係）			別表第 1（第 2 条の 2 関係）			別表第 1（第 2 条の 2 関係）		
市立公園の名称	開園期間	開園時間	市立公園の名称	開園期間	開園時間	市立公園の名称	開園期間	開園時間	市立公園の名称	開園期間	開園時間
[省略]			[省略]			[省略]			[省略]		
忠生スポーツ公園	略	略	忠生スポーツ公園	略	略	忠生スポーツ公園	略	略	忠生スポーツ公園	略	略
<u>鶴川香山園</u>	<u>1 月 4 日から</u> <u>1 2 月 2 8 日まで</u>	<u>午前 7 時から</u> <u>午後 1 0 時まで</u>				<u>香山緑地</u>	<u>1 月 4 日から</u> <u>1 2 月 2 8 日まで</u>	<u>午前 7 時から</u> <u>午後 1 0 時まで</u>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中別表第 5 の 3 (1)
イの表備考第 4 項の改正規定及び第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 5 の 3 (1) ア (ア) の表及び (イ) の表の規定
は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用
に係る利用料金については、なお従前の例による。